

米子市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 2 7 年 2 月
米 子 市

米子市新型インフルエンザ等対策行動計画 目次

第1章 行動計画の作成	・ ・ ・ ・ ・ 1
第2章 新型インフルエンザ等対策の総合的推進	
第1節 対策の目的及び基本的戦略	・ ・ ・ ・ ・ 5
第2節 対策の基本方針	・ ・ ・ ・ ・ 7
第3節 対策実施上の留意点	・ ・ ・ ・ ・ 9
第4節 発生時の被害想定	・ ・ ・ ・ ・ 11
第5節 対策推進のための役割分担	・ ・ ・ ・ ・ 13
第6節 米子市行動計画の主要項目	
1 実施体制	・ ・ ・ ・ ・ 17
2 情報提供・共有	・ ・ ・ ・ ・ 19
3 まん延防止	・ ・ ・ ・ ・ 20
4 予防接種	・ ・ ・ ・ ・ 21
5 住民生活及び地域経済の安定の確保	・ ・ ・ ・ ・ 24
6 その他	・ ・ ・ ・ ・ 25
第7節 発生段階の分類と対応方針	・ ・ ・ ・ ・ 26
第3章 各論 発生段階別対応計画	
a) 未発生期	・ ・ ・ ・ ・ 27
b) 海外発生期	・ ・ ・ ・ ・ 31
c) 県内未発生期／県内発生早期	・ ・ ・ ・ ・ 34
d) 県内感染期	・ ・ ・ ・ ・ 38
e) 小康期	・ ・ ・ ・ ・ 43

第1章 行動計画の作成

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきた季節性インフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、ひとたび新型インフルエンザが発生すると、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、これらが発生した場合には、国は国家の危機管理として対応する必要があり、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）と相まって、国全体としての万全の体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものであり、平成 24 年 5 月 11 日に公布された。

2 行動計画の作成

国は特措法制定以前から、病原性の高い新型インフルエンザの発生に備え、平成 17 年に新型インフルエンザ対策推進本部を設置し、その対策のための行動計画を作成した。

鳥取県においても平成 18 年 1 月に「鳥取県新型インフルエンザ対応行動計画」を作成したが、その後、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、ごく短期間でパ

ンデミックに至ったことを受けて、平成21年10月に一部改正し、発生に備えた対応をとってきたところである。

このたび制定された特措法により、行動計画が法律に基づく計画に位置づけられるとともに、対策の実効性を高めるため新型インフルエンザ等対策緊急事態措置等の新たな措置が設けられた。鳥取県は、特措法第7条により、政府の制定した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）に基づき、鳥取県の区域における新型インフルエンザ等対策の実施に係る計画として「鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。米子市は、特措法第8条により、県行動計画に基づき、「米子市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成し、市の区域における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や、市として実施すべき具体的対策を確立することとした。

市行動計画は、対策の実施の経験や、国及び県行動計画の改定等を受けて適時適切に見直しを行う。

また、各分野における具体的な対応のためのマニュアル等を追加していくものとする。

（１）対象疾病

市行動計画の対象とする感染症は以下のとおりとし、市行動計画においては、「新型インフルエンザ等」と表記する。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ（鳥からヒトに感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事項であり、政府行動計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザがヒトで発生した場合等の対策」で対策を示しているので、市行動計画には掲載しない。

(2) 新型インフルエンザ等感染症・新感染症の定義

名 称			定 義
新 型 イン フル エン ザ 等	新 型 イン フル エン ザ	新 型 イン フ ル エ ン ザ	新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
		再 興 型 イン フ ル エ ン ザ	かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
	新 感 染 症		人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその症状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

(3) 緊急事態宣言

(新型インフルエンザ等対策政府行動計画より抜粋)

新型インフルエンザ等緊急事態宣言

- ① 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行い、国会に報告する。

緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

病原性が低い場合には宣言が行われず、個別の緊急事態措置は講じられないものである。

- ② 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。

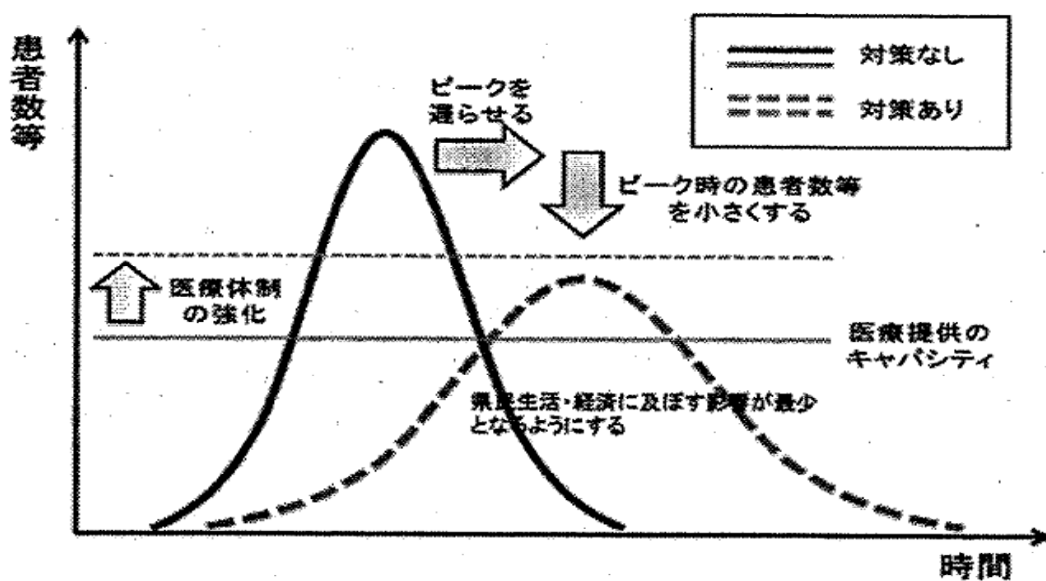
期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域の設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

第2章 新型インフルエンザ等対策の総合的推進

第1節 対策の目的及び基本的戦略

新型インフルエンザウイルスの発生時期や地域、感染力などを正確に予知することは困難であり、またその発生そのものを阻止することは不可能である。また、人や物が地球規模でダイナミックに動いている時代でもあるため、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、更には本市への侵入も避けられないものと考えられる。新型インフルエンザ等の病原性や感染力等が高い場合には健康被害が甚大となり、その影響は保健・医療の分野にとどまらず社会全体に及び、社会・経済活動の縮小や停滞が危惧される。このような影響をできるだけ軽減させるため、市では、市行動計画に基づく新型インフルエンザ等対策を市政の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護すること、住民生活及び地域経済への影響を最小となるようにすることを主たる目的として対策を講じる。

＜対策の効果 概念図＞



(政府行動計画より抜粋)

本市における新型インフルエンザ等対策の主たる目的は、次の２点とする。

（目的１） 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくすることによって医療体制への負荷を軽減するとともに、県が行う医療体制の強化等対策に協力することで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 県が適切な医療を提供することに協力することで、重症者数や死亡者数を減らす。

（目的２） 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 地域全体での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 対策の基本方針

基本方針1 新型インフルエンザ等対策を迅速かつ柔軟に実施する

《考え方》

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や、飛沫感染や接触感染を主体とする感染経路など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有しているものと考えられるが、その病原性や感染力等は実際に発生するまでは不明である。

このため、新型インフルエンザ等が発生した場合には、ウイルスの性質を踏まえて国が示す「基本的対処方針」や県の行う対策に応じ、実際の流行状況、社会経済の状況等を総合的に勘案し、県と連携して最適な対策を選択するなど、迅速かつ柔軟に対応することが極めて重要である。

《市行動計画における対応》

流行状況に応じた迅速な対応が確保されるよう、５段階の「発生段階」を設定し、それぞれに具体的な行動を示した。また、特措法第 32 条に基づく緊急事態宣言が行われたときに実施することができる緊急事態措置についても、発生段階ごとに具体的な行動を示した。新型インフルエンザ等発生時に実施すべき対策については、国の基本的対処方針や県の実施する対策に従い決定する。

- ◆発生段階： a) 未発生期 b) 海外発生期 c) 県内未発生期／県内発生早期
d) 県内感染期 e) 小康期

基本方針２ 社会全体が一丸となって対策に取り組む

《考え方》

新型インフルエンザ等は感染力が高く、多くの市民が罹患するものと想定され、その影響は保健・医療分野にとどまらず社会全体に及ぶおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の対策は、市のみならず、医療機関、事業者、市民など、地域社会全体が一丸となって取り組むことが重要である。

《市行動計画における対応》

地域社会を構築する各主体の役割を示すとともに、各主体に対する働きかけの内容を具体的に示した。

基本方針３ 複数の対策をバランスよく実施する

《考え方》

新型インフルエンザ等の性質や流行状況等を事前に予測することは不可能であるため、特定の方針や分野に偏重した対策には大きなリスクを伴う。

このため、新型インフルエンザ等に適確に対応するには、多面的に対策を推進することが重要であることから、地域社会の実情に応じた様々な視点に立った対策をバランスよく組み合わせて実施することが重要である。

《市行動計画における対応》

主要５項目（①実施体制、②情報提供・共有、③まん延防止、④予防接種、⑤住民生活及び地域経済の安定の確保）における具体的な行動を示した。

第3節 対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に特措法その他の法令、市行動計画に基づき、県と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 市行動計画の性格

市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性や感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性やその他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性並びに対策そのものが住民生活や地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画で定めるもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

2 基本的人権の尊重

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重する。新型インフルエンザ等が流行し、県との連携のもと、検疫のための停留施設の使用、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等の実施にあたって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するための必要最小限のものとする。

また、誰もががり患する可能性のあることを未発生期から十分に周知するなど、患者等に対する不当な差別や偏見が生じることがないように万全の対策を講じる必要がある。

3 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないと判断することもあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

本市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。

市は、県及び近隣自治体等と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

5 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合、本市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第4節 発生時の被害想定

1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

本市行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要としている。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

政府行動計画では、現時点における科学的知見や、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定している。●発病率は、全人口の25%が罹患。●致命率は、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度の場合は、0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度の場合は2.0%と想定している。

国、鳥取県が推計した流行規模を基に、本市におけるり患者数、受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると次表のとおりとなり、本市行動計画はこれを参考とする。

	米子市	参考（鳥取県）	参考（全国）
り患者数	約37,500人	約152,500人	約3,200万人
医療機関 受診患者数	約16,000人～30,000人	約62,000人～119,200人	約1,300万人～2,500万人
入院患者数	約830人～3,100人	約3,230人～12,200人	約53万人～200万人
死亡者数	約210人～780人	約810人～3,050人	約17万人～64万人

*全国の数値は、米国疾病予防管理センター（CDC）により示された推計モデル（FluAid2.0 著者 Meltzer ら 2000 年 7 月）に我が国の人口構成等の状況をあてはめて算定したもの。鳥取県、米子市の数値は全国の数値を人口比で按分したもの。

これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、国は、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととしている。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難である。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなり、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のよう
な影響が一つの例として想定される。

- 市民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。
- り患者は 1 週間から 10 日間程度症状を有し、欠勤。
- り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

これに伴って、事業の一部休止、物資の不足、物流の停滞等が生じ、経済活動の大幅や縮小が予想される。さらに、学校、保育施設の臨時休業等によって社会活動が縮小するなど、各分野に様々な影響を及ぼすことが予想される。

第5節 対策推進のための役割分担

社会的影響の大きい新型インフルエンザ等に適時適切に対応するためには、国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけではなく、事業者や住民を含め、対策に関わる各主体が役割を十分に理解し、行動することが不可欠である。

政府行動計画では、次のように国、都道府県、市町村等の関係機関別に役割が示されている。本市の行動計画では政府及び県行動計画で示された国、県及び市町村の役割をよりどころとし、まん延防止対策や市民の生活支援に重点を置いた計画の作成を行うものとする。

また、市内における各主体においても、役割を十分に理解して行動することを求めるものである。

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した時は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体制を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO（世界保健機構）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部のもとで基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

2 県、市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

a) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

b) 市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、国及び県の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村、指定（地方）公共機関と緊密な連携を図る。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

感染症指定医療機関や、県知事指定を受けた「帰国者・接触者外来協力医療機関」及び「入院協力医療機関」においては、新型インフルエンザ等発生時に患者を積極的に受け入れ、医療を提供することとする。

4 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した時は、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

事業者	団体名	役 割
ガス事業者	鳥取ガス株式会社 米子瓦斯株式会社 一般社団法人鳥取県LPガス協会	・ガスの安定的かつ適切な供給（ガス供給支障の予防に必要な措置等）
鉄道	智頭急行株式会社 若桜鉄道株式会社	・旅客の適切な実施（感染対策の実施等）
運送事業者（旅客）	日ノ丸自動車株式会社 日本交通株式会社 一般社団法人鳥取県バス協会	・旅客の適切な実施（感染対策の実施等）
運送事業者（貨物）	日ノ丸西濃運輸株式会社 一般社団法人鳥取県トラック協会	・貨物運送の適切な実施（感染対策の実施等） ・県知事からの食料等の運送要請・指示への対応
医薬品等卸売事業者	株式会社エバルス 成和産業株式会社 株式会社サンキ 株式会社セイエル 常盤薬品株式会社	・医薬品等の販売確保 ・県知事からの医薬品等の配送の要請・指示への対応
医療機関	鳥取生協病院 鳥取県済生会境港総合病院 鳥取大学医学部附属病院 博愛病院	・医療の確保 ・「帰国者・接触者外来協力医療機関」又は「入院協力医療機関」としての医療の提供
鳥取県医師会		・新型インフルエンザ等患者への医療提供
鳥取県薬剤師会		・適切な抗インフルエンザ薬の処方せん応需対応

※平成25年10月25日付指定（医薬品等卸売事業者は平成25年11月1日付け）（県行動計画より）

5 登録事業者

登録事業者とは、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

6 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

7 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

また、新型インフルエンザ等の流行を乗り切るためには、住民が自ら健康を守る意識を持ち、正しい知識に基づいて適切に行動することが不可欠であり、十分な栄養と睡眠をとって健康に留意する、基礎疾患を持っている場合はその治療に努めるなど、平素からの新型インフルエンザ等に負けない身体づくりについて意識を図ることが必要となる。

そして、新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第6節 米子市行動計画の主要項目

本市行動計画は、政府行動計画、県行動計画に示された基準に基づき、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」及び「住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「1 実施体制」、「2 情報提供・共有」、「3 まん延防止」、「4 予防接種」、「5 住民の生活及び地域経済の安定の確保」の5項目に分けて記載している。

各項目の対策については、各論で記載するが、基本的考え方や内容については以下のとおりとする。

1 実施体制

(1) 基本的な考え方

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命や健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小や停滞を招くおそれがあり、本市の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、市としては、国や県、他市町村、事業所との相互の連携を図り、公衆衛生部門と危機管理部門が中心になり、さらには教育部門や産業部門等を含め、全庁一体となって取組まなければならない。

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部や県対策本部が設置された際には、国や県からの指示や情報に留意し、関係機関や部署等と情報共有を行いながら、対応の準備を行う。

さらに、政府対策本部長が、国民の生命や健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認めた場合には、特措法に基づく「緊急事態宣言」が行われる。

この際には、市長を本部長とした「米子市新型インフルエンザ等対策本部」を立

ち上げ、国、県と連携して、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害を防止及び社会機能維持を図る。

（２）実施体制

ア 米子市新型インフルエンザ等対策会議

新型インフルエンザ等が発生していない段階において、新型インフルエンザ等に関する対策を協議する場合、市は、米子市新型インフルエンザ等対策会議（市長を議長とする。以下「市対策会議」という。）を開催し、あらかじめ定めておくべき事項について協議・決定する。

イ 米子市新型インフルエンザ等対策本部

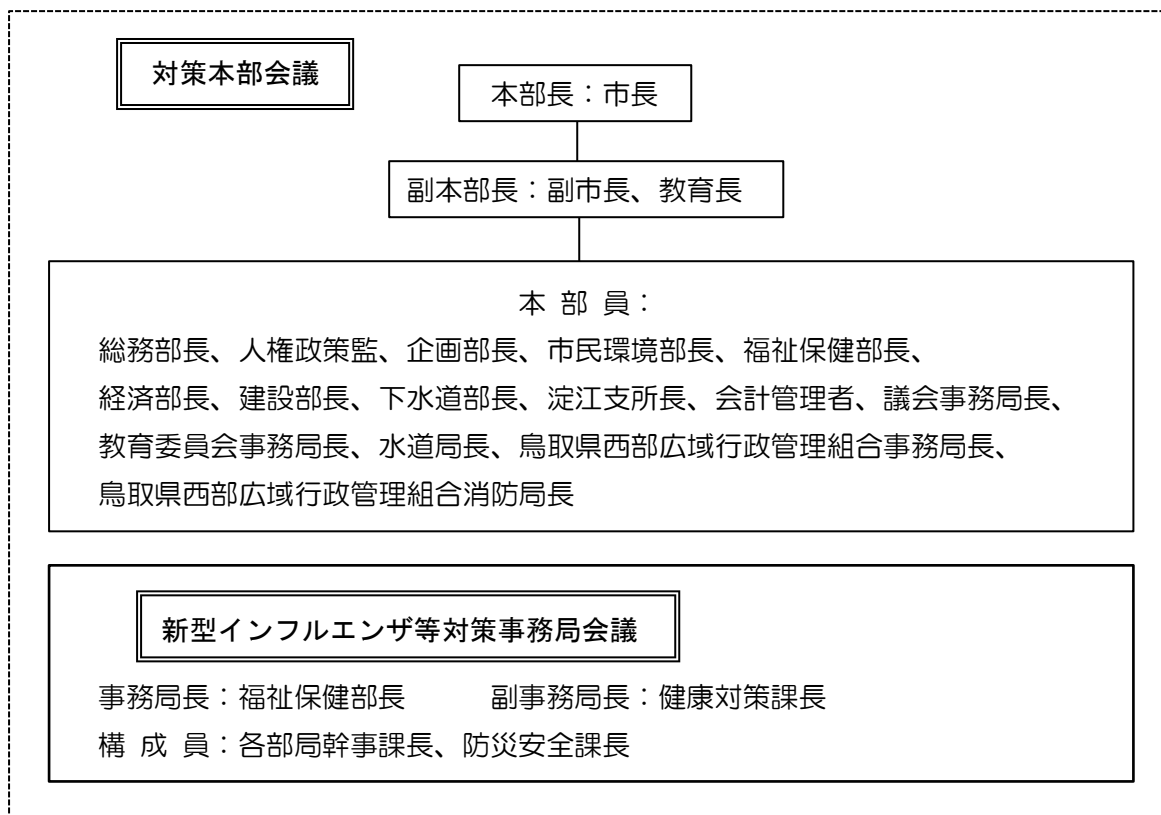
新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされた場合、特措法及び米子市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 25 年米子市条例第 7 号）に基づき、市における新型インフルエンザ等対策の決定機関として、市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長とする、米子市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置する。

発生した新型インフルエンザ等の流行が終息したこと等により緊急事態宣言の解除宣言がなされた場合には、市対策本部も解散する。

ウ 米子市新型インフルエンザ等対策事務局会議

新型インフルエンザ等の発生に備えた対策の構築及び発生時の対策の調整機関として、福祉保健部長を事務局長とする、米子市新型インフルエンザ等対策事務局会議（以下「市対策事務局会議」という。）を設置する。

米子市新型インフルエンザ等対策本部 体制図



2 情報提供・共有

新型インフルエンザの感染拡大防止には、住民一人ひとりが、新型インフルエンザに関する正しい知識や情報に基づいて適切に行動することが重要である。このため、県や市では人権等に配慮しつつ正確な情報を迅速に提供する必要がある。

情報提供・共有における市の主な役割として、新型インフルエンザ等発生前から、情報提供・共有体制を整備し、国、県等が発信する情報を入手することに努め、必要に応じて地域情報等を追加して住民に提供することや、発生時に新型インフルエンザ等に関する相談窓口の設置などがあげられる。

なお、情報の提供に当たっては、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることから、外国人や障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供するように努める。

3 まん延防止

まん延防止策は、新型インフルエンザ等の流行のピークを可能な限り遅らせることによって、医療体制の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数を可能な限り減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることを目的として実施する。

県では、新型インフルエンザ等の拡大を防止するため、市民に対して、市内における発生の初期の段階から、感染症法に基づく新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する健康観察等を行う。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、これらの措置に加えて、必要に応じ、不要不急の外出自粛や施設の使用制限の要請等を行う。

学校、保育施設、事業所等においても、個人における対策のほか、季節性インフルエンザ対策として実施されている職場における感染対策を徹底して行うことが求められる。

なお、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性、感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を慎重に行っていく。

市では、県等が行う呼びかけの住民等への周知を行う。また、住民等へ、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策について実践するよう促す。

◇ 医療機関受診に関する留意事項

- a) 未発生期から発生早期においては、まん延を防止するため、帰国者等で自らの発生を疑う者は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぐとともに、不要な外出を避け、マスクの着用、咳エチケット等基本的な感染対策を行う必要がある。
- b) 県内感染期においては、医療体制がまん延防止対策から重症者への対策へ移行することから、一般の医療機関へ連絡し、指示に従って受診することとなるが、その際も基本的な感染対策を行うことが重要である。

4 予防接種

予防接種により、個人の発生や重症化を防ぐことができ、医療機関への受診者を減少させ医療体制への負担を軽減することができる。このことが、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造される「プレパンデミックワクチン」と、新型インフルエンザの発生後に、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性を持つウイルスを基に製造される「パンデミックワクチン」の2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

また、これらのワクチンは、国の責任において研究・開発が行われ、県において国や市町村、医師会、医薬品卸売販売業者等と緊密に連携し、流通体制を整備することが求められる。

(1) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、住民に先立って、臨時に行われる予防接種をいう。

a) 対象者

特定接種の対象者は、以下のとおりとされ、対象者に関する基本的な考え方等が政府行動計画において示されている。

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、一定の基準に基づき、厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者」については、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

特定接種は、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることが基本とされる。

前記のように基本的な考え方が整理されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対策が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性や発生時の社会状況をもとに、政府対策本部において、接種総枠、対象者、接種順位等を決定することとされる。

b) 接種体制

上記特定接種の対象者のうち①及び②については国を実施主体として、③の地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施するため、接種を円滑に実施できるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

（２）住民に対する予防接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

a) 対象者

住民接種の対象は以下の4群に分類され、ワクチン接種の順位は状況に応じ、府対策本部で決定されることとなる。

医学的ハイリスク者	呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者 ・基礎疾患を有する者 ・妊婦
小児	（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
成人・若年者	
高齢者	ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる者（65歳以上の者）

住民接種の接種順位等については、政府行動計画によると、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を合わせた考え方もあるとされる。

このため、具体的な接種順位等は、こうした考え方を踏まえて、新型インフルエンザ発生時に、病原性等に応じて国において決定される。

b) 接種体制

住民接種については、市が実施主体として、原則として集団接種により実施することとされている。このことから、市は国や県、近隣市町村や医師会、薬剤師会等関係機関との協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

予防接種の種類（一覧）

予防接種の種類	特定接種	住民接種	
緊急事態宣言	—	有り	無し
特措法	特措法第 28 条	特措法第 46 条	—
予防接種法	予防接種法第 6 条第 1 項 （臨時の予防接種）による 予防接種とみなして接種	予防接種法第 6 条第 1 項 （臨時の予防接種）による 予防接種として接種	予防接種法第 6 条第 3 項 （新臨時接種）として接種
考え方	医療の提供並びに国民生活 及び国民経済の安定を確保 するため緊急の必要がある と認めるとき	新型インフルエンザ等緊急 事態において、新型インフ ルエンザ等が国民の生命及 び健康に著しく重大な被害 を与え、国民生活及び国民 経済の安定が損なわれるこ とのないようにするため緊 急の必要があると認められ るとき	まん延予防上緊急の必要が あるとき（臨時の予防接種 の対象疾病より病原性が低 いものを想定）
実施主体	国、都道府県、市町村	市町村	市町村
努力義務／勧奨	有り／有り	有り／有り	無し／有り
接種費用の負担	実施主体が全額負担	実費徴収不可 負担割合 国 1/2 県 1/4 市 1/4 国費のかさ上げ措置有り	低所得者以外からの実費徴 収可 低所得者の場合の負担割合 国 1/2 県 1/4 市 1/4

5 住民生活及び地域経済の安定の確保

住民生活及び地域経済の安定の確保は、新型インフルエンザ等流行時における高齢者世帯や障がい者世帯等の要援護者に対する生活支援、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材の備蓄、水の安定供給、生活関連物資の適正な流通の確保、埋火葬の円滑な実施等によって社会・経済機能を維持し、住民生活及び地域経済に対する新型インフルエンザ等の影響を最小にとどめるよう、特措法に基づき事前に十分準備を行うことが重要である。

(1) 要援護者等への生活支援

市は、住民に最も近い行政主体であり、新型インフルエンザ等の影響で日常的に必要な医療・福祉サービスが受けられなくなった高齢者、障がい者等に対する生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）や、り患等で買い物にも行けず食料等が手に入らなくなった世帯への支援を行う。

(2) 物資及び資材の備蓄等

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄、または施設及び設備の整備等を行う。

(3) 水の安定供給

水道事業者は、新型インフルエンザ等の発生により緊急事態宣言がされている場合には、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

(4) 生活関連物資の適正な流通の確保

市は、住民生活の維持に必要な生活関連物資の価格高騰、買い占め、売り惜しみ等が生じることがないように、県と連携して必要な調査や監視を行う。

(5) 埋火葬の円滑な実施

鳥取県西部広域行政管理組合は、強毒性の新型インフルエンザにより多くの死亡者が発生するような場合でも、火葬場の広域受入れ等により円滑な対応を確保する。

6 その他

市は、新型インフルエンザ等の国内侵入の防止（水際対策、健康監視）、積極的疫学調査、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、帰国者・接触者外来をはじめとする医療体制の整備・運営、自宅療養者への対応、患者搬送等に関する対策について、国や県からの要請に対して協力する。

第7節 発生段階の分類と対応方針

新型インフルエンザ等対策は、一連の流れをもって発生及び流行の状況に応じた対策を講じる必要があるため、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行う必要がある。

市行動計画では、政府及び県行動計画で定められた発生段階の分類に準拠することとし、新型インフルエンザ等未発生期⇒海外発生期⇒県内未発生期・県内発生早期⇒県内感染期⇒小康期に至るまでの5つの段階ごとに分類し、各段階で想定される状況とその対応を定めるものとする。

なお、各段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、日本国内からの発生など段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言が行われた場合には、対策の内容も変化するという事に留意する必要がある。

したがって、各段階の移行については、政府行動計画に示すとおり、地域独自の状況を考慮して国と協議し県が判断することとなっており、市は、市行動計画等で定めた対策を段階に応じて実施することとする。

発生段階の区分

発生段階	状 態	
	国	県
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期 (県内未発生期・県内発生早期)	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接種歴を疫学調査で追える状態	(県内未発生期) 県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
		(県内発生早期) 県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期 (県内未発生期・県内発生早期・県内感染期)	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接種歴が疫学調査で追えなくなった状態	(県内感染期) 県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

第3章 各論 発生段階別対応計画

a) 未発生期	
状態	・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

【目的】

- (1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- (2) 発生の早期確認に努める。

【対策の考え方】

- (1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、本市行動計画を踏まえ、関係機関との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。
- (2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

1 実施体制

- (1) 市における新型インフルエンザ等への対応体制を整備する。
 - ① 発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を作成する。また、作成後は、国・県の動向や最新の知見等に基づいて随時見直しを行う。
 - ② 市対策会議、市対策本部及び市対策事務局会議を設置し、庁内関係部局間の連携体制を確立する。
- (2) 関係機関との連携体制を確立する。

市は、国、県、指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

2 情報提供・共有

(1) 情報提供及び情報共有の体制を整備する。

- ① 市対策本部又は市対策会議は、住民等に対する情報提供の一元化を図る。
- ② 市は、新型インフルエンザ等発生時における住民等への情報提供の内容や媒体等について検討し、あらかじめ想定できるものについては決定する。
- ③ 市は、関連情報を適時適切に提供するため、住民等の情報ニーズを把握する方法を整備する。(新型インフルエンザ等相談窓口に寄せられた内容等から把握する。)
- ④ 市は、県が行う、県及び関係機関との情報提供及び情報共有の体制の整備に協力する。

(2) 住民等にわかりやすく情報を提供する。

市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報、発生した場合に県や市が講じる対策、個人が実施すべき感染予防対策、予防接種の考え方等について、住民及び関係機関に対して継続的に情報を提供する。

(3) 住民から寄せられる相談に適切に対応する体制を整備する。

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生時において、住民からの相談に対応するため、市健康対策課に新型インフルエンザ等相談窓口設置の準備を進める。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容に対応できる体制についても検討する。

◇ 情報提供に関する留意事項

- 新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、県等との連携のもと、市民が混乱しないよう、正しい知識を普及するとともに、必要な情報を的確に提供する。
- 新型インフルエンザをはじめとする感染症には、誰でもり患する可能性があるため、感染者に対する差別や偏見は厳に慎まなければならないことを広報等を通じて市民に啓発する。

3 まん延防止

(1) 新型インフルエンザ等発生時に実施するまん延防止対策等を周知する。

- ① 市は、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- ② 市は、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えることや施設の使用制限の要請などまん延防止策について周知し、理解促進を図る。

4 予防接種

(1) 国の方針に基づき特定接種の実施体制を整備する。

- ① 市は、国の方針に基づき、特定接種の対象となり得る所属職員について、新型インフルエンザ等発生時に速やかに接種できる体制を整備する。
- ② 市は、特定接種登録事業者の登録や国が実施する登録対象者に対する特定接種に関して、国の要請に応じて必要な協力をする。

(2) 国の方針に基づき住民接種の実施体制を整備する。

- ① 市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、本市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。
- ② 市は、国や県の技術的支援を得て、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- ③ 市は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(3) 予防接種に関する住民の理解促進を図る。

市は、新型インフルエンザ等対策における予防接種の意義や供給・接種体制、接種

対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報を提供し、住民等の理解促進を図る。

5 住民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 市の対策を行う際の事業継続に向けた事前準備を行う。

市業務継続計画については、最新の知見に基づいて見直しを行うなど継続的改善を図るとともに、庁内への周知を徹底する。

(2) 要援護者への生活支援体制を整備する。

- ① 市は、災害時要援護者リストを基に新型インフルエンザ等発生時の要援護者リストを作成する。
- ② 市は、要援護者対策に必要な衛生資器材（個人防護具、消毒薬等）を備蓄するとともに、使用期限到来に伴う廃棄資器材等の補充などの在庫管理を適切に行う。
- ③ 市は、県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携して要援護者の把握とともにその具体的手続きを決定しておく。
- ④ 市は、地域に必要な物資の量や生産及び物流の体制等を踏まえ、生活支援に必要な食料品及び生活必需品等の確保、配分、配布の方法について検討を行い、あらかじめ具体的手続きを決定しておく。

(3) 埋火葬を円滑に行うための体制を整備する。

市は鳥取県西部広域行政管理組合とともに、県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討する際に連携する。また、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。

(4) 対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄する。

市は、県と連携して、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

b) 海外発生期	
状態	・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・国内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

【目的】

- (1) 新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等も注視しつつ、県内発生の遅延と早期発見に努める。
- (2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- (1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が無い可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力が高い場合にも対応できるよう、病原性が高い想定で対策を選択する。
- (2) 一方、既に病原性や感染力等について判明している場合は、政府対策本部が決定する初動の基本的対処方針等を踏まえつつ、必要な対策を選択する。

1 実施体制

- (1) 国及び県の状況を踏まえて、市対策本部の設置を検討する。
海外発生期に特措法に基づく政府対策本部及び県対策本部が設置されるため、市は国及び県等の発信する情報を収集し、必要に応じ市対策本部設置の検討をする。

2 情報提供・共有

- (1) 情報提供及び情報共有の体制を継続する。
 - ① 市は、住民等から寄せられる情報や問い合わせの内容を踏まえ、ニーズを把握し、情報提供に反映させる。

- ② 市は、県、近隣市町村及び関係機関等と連携して、各主体の対策等に関する情報を共有する。

(2) 最新の情報を住民にわかりやすく提供する。

市は、国及び県が発信する流行情報等を収集し、住民等への情報提供に努めるとともに、今後実施される対策に関する情報等についても情報提供する。

特に、根拠のない虚偽の噂や偏見、差別につながる情報を放置しないよう正確な情報を提供する。

(3) 新型インフルエンザ等相談窓口を設置する。

市は、最も住民に近い実施主体であるため、新型インフルエンザ等の発生時には、県を通し国から配布されるQ & A等により、住民に対する詳細かつ具体的な情報提供を行う。また、住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置する。

3 まん延防止

(1) 急激な感染拡大を抑制するための取り組みの普及、理解促進を図る。

市は、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染予防対策を周知し、理解促進を図る。

4 予防接種

(1) 国の方針に基づき特定接種を進める。

- ① 国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報及び社会情勢等の全体状況を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することとしている。
- ② 国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレパンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造・製剤化のスピード、国民から求められるサービス水準、住民接種の緊急性等を踏まえ、特定接種の総枠やその対象や順位を決定するなど、

基本的対処方針において特定接種の具体的運用を定めることとしている。

- ③ 市は、国が示す方針に基づき県と連携して、特定接種の対象となり得る所属職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。
- ④ 市は、特定接種を行うために必要な場合、医療関係者に対し特定接種の実施に関し必要な協力の要請を行うよう県に求める。

(2) 住民接種の開始に備えた準備を進める。

- ① 国は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第 46 条に基づく住民接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の準備を開始することとしている。また、市は、国と連携して、接種体制の準備を行う。
- ② 市は、国の方針が決定され次第、全住民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市行動計画等において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

(3) 予防接種に関する住民の理解促進を図る。

市は、県と連携して、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供し、理解促進を図る。

5 住民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 事業継続に向けた準備を進める。

市は、今後の流行状況を踏まえつつ、地域住民の生活支援を的確に実施できるよう市業務計画に基づいて、適切に対応する。

(2) 要援護者への支援を行う。

市は、高齢者、障がい者等や物資購入が困難な世帯への支援を行う。

(3) 遺体を安置できる施設を確保する。

市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

c) 県内未発生期／県内発生早期	
状態	・ 県内未発生期は、県内で新型インフルエンザ等の患者は発生していないが、いずれかの県で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・ 県内発生早期は、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

【目的】

- (1) 県内発生に備えて体制の整備を行う。
- (2) 国内及び県内での新型インフルエンザ等の感染拡大をできる限り押さえる。
- (3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- (1) 県内発生を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。
- (2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、積極的な情報提供を行う。
- (3) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1 実施体制

- (1) 国及び県の状況を踏まえて、市対策本部を設置する。

市は、緊急事態宣言が行われていない場合でも、必要に応じ、特措法に基づかない市対策本部を設置し、市行動計画に基づき対策を実施する。

緊急事態宣言がされている場合の措置

- (2) 市対策本部を設置する。
 - ① 市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに米子市対策本部を設置し、市行動計画に基づき対策を実施する。
 - ② 市対策本部長は、会議を開催し、情報共有を図り、有識者等の意見を踏まえて、今後の対策方針を協議、決定する。

2 情報提供・共有

(1) 情報提供及び情報共有の体制を継続し、必要に応じて見直す。

市は、住民等から寄せられる情報や問い合わせの内容を踏まえ、ニーズを把握し、情報提供に反映させる。

(2) 最新の情報を住民等にわかりやすく提供する。

① 市は、国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。また、市内の新型インフルエンザ等の発生状況や市内で今後実施される対策に係る情報、市内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

② 市は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいように、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診方法等）を周知する。

(3) 新型インフルエンザ等相談窓口の体制を充実・強化する。

市は、県を通し国から配布されるQ & Aの改訂版等により、適切な情報提供の実施ができるよう、相談窓口等の体制の充実・強化を図る。

3 まん延防止

(1) まん延を防止するための取り組みの普及、理解促進を図る。

① 市は、海外発生期に引き続き、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染予防対策を周知し、理解促進を図る。

② まん延を防止するため、不特定多数の者が集まる集会、催し物、コンサート等のイベント開催は、原則として、中止・延期する。

4 予防接種

(1) 国の方針に基づき特定接種を進める。

① 市は、国が示す方針に基づき、海外発生期に引き続き、特定接種の対象となり得る所属職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種

を行う。

- ② 市は、特定接種を行うために必要な場合、医療関係者に対し特定接種の実施に関し必要な協力の要請を行うよう県に求める。

(2) 国の方針に基づき住民接種を進める。

- ① 国は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、決定することとしている。
- ② 国は、住民への接種順位について、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、接種順位を決定することとしている。
- ③ パンデミックワクチンが、全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、市は、新臨時接種を開始するとともに、県と連携して、接種スケジュール、実施場所、方法等接種に関する情報提供を開始する。
- ④ 市は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、本市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

(3) 予防接種に関する住民の理解促進を図る。

市は、海外発生期に引き続き、県と連携して、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供し、理解促進を図る。

緊急事態宣言がされている場合の措置

(4) 国の方針に基づき住民接種を進める。

- ① 市は、国及び県と連携して、接種会場を確保し、関係者の協力を得て、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時接種を行う。この場合、公費負担のあり方等が新臨時接種と異なることに留意して進める。
- ② 市は、住民接種を行うために必要な場合、医療関係者に対し住民接種の実施に関し必要な協力の要請を行うよう県に求める。

5 住民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 計画に基づき要援護者対策を進める。

市は、県と連携して、在宅サービスが受けられなくなった高齢者、障がい者等に対する生活支援や、り患等で買い物に行けなくなった世帯への食料や日用品等の支援を実施する。

(2) 円滑な火葬等の準備を進める。

鳥取県西部広域行政管理組合は、発生した新型インフルエンザ等が強毒型で多くの人が死亡することが想定される場合に備え、多くの遺体を速やかに火葬できる準備を進める。

緊急事態宣言がされている場合の措置

(3) 水の安定供給を継続する。

水道事業者は、事業計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(4) 生活関連物資等の価格の安定を図る措置を講じる。

- ① 市は、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図るため、県と連携して生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をする。
- ② 市は、必要に応じ関係事業者団体等に対して、生活関連物資等の供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ③ また、生活関連物資等の供給状況や価格の動向等について、住民へ情報提供するとともに、必要に応じて、相談窓口等の充実を図る。

d) 県内感染期	
状態	・県内における新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態

【目的】

- (1) 健康被害を最小限に抑える。
- (2) 住民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。

【対策の考え方】

- (1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- (2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動についてわかりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- (3) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかにできるだけ多くの市民に接種する。
- (4) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

1 実施体制

- (1) 市対策本部を設置する。

市は、緊急事態宣言が行われていない場合でも、必要に応じ、特措法に基づかない市対策本部を設置し、市行動計画に基づき対策を実施する。

緊急事態宣言がされている場合の措置

- (2) 市対策本部を設置する。

市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに米子市対策本部を設置し、市行動計画に基づき対策を実施する。

(3) 他の地方公共団体による応援等の措置を活用する。

市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置等を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

2 情報提供・共有

(1) 情報提供及び情報共有の体制を継続的に改善する。

- ① 市は、引き続き、住民等から寄せられる情報や問い合わせの内容を踏まえ、ニーズを把握し、情報提供に反映させる。
- ② 市は、県、近隣市町村及び関係機関等と連携して、各主体の対策等に関する情報を共有する。
- ③ 市対策本部又は市対策会議は、各部による情報提供や普及啓発の実施時期や内容を常時把握し、対策の一元化を図る。

(2) 最新の情報を住民にわかりやすく提供する。

市は、引き続き、国及び県が発信する情報を入手し、住民等へ情報を提供する。

(3) 新型インフルエンザ等に関する相談体制を継続する。

- ① 市は、県を通じ国から配布されたQ & Aの改訂版により、相談窓口等の体制を継続する。
- ② 市は、流行状況や相談件数等に応じ、相談窓口の体制等の見直し（休止、廃止を含む）を行う。

3 まん延防止

(1) 感染拡大を抑制するための取り組みの普及、理解促進を図る。

- ① 市は、引き続き、手洗い等の基本的な感染対策の普及、住民自らがり患した場合の対応についての理解促進を図る。

- ② まん延を防止するため、不特定多数の者が集まる集会、催し物、コンサート等のイベント開催は、原則として、中止・延期する。

4 予防接種

- (1) 国の方針に基づき住民接種を進める。

- ① 国は、国内発生早期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給する。
- ② 市は、引き続き、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

- (2) 予防接種に関する住民の理解促進を図る。

市は、引き続き、県と連携して、ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者、優先順位及び接種体制等の具体的な情報を提供し、住民等の理解促進を図る。

- (3) 住民接種の有効性・安全性に係る調査を進める。

市は、予防接種の実施主体として、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

緊急事態宣言がされている場合の措置

- (4) 国の方針に基づき住民接種を進める。

- ① 市は、引き続き、国及び県と連携して、接種会場を確保し、関係者の協力を得て、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種を行う。この場合、公費負担のあり方等が新臨時接種と異なることに留意して進める。
- ② 市は、住民接種を行うために必要な場合、医療関係者に対し住民接種の実施に関し必要な協力の要請を行うよう県に求める。

5 住民生活及び地域経済の安定の確保

- (1) 計画に基づき要援護者対策を継続して進める。

市は、引き続き、在宅サービスが受けられなくなった高齢者、障がい者等への生活支援や、り患等で買い物に行けなくなった世帯への食料や日用品の支援を実施する。

(2) 在宅療養者に対する支援を継続して進める。

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(3) 円滑な火葬等体制を強化する。

発生した新型インフルエンザ等が強毒型で、多くの人が死亡する場合における火葬円滑化対策についても、県内発生期におけるものを継続・強化する形で進める。

緊急事態宣言がされている場合の措置

(4) 水の安定供給を継続する。

水道事業者は、引き続き、業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(5) 生活関連物資等の価格の安定を図る措置を講じる。

- ① 県及び市は、引き続き、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図るため、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をする。
- ② 県及び市は、必要に応じ関係事業者団体等に対して、生活関連物資等の供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ③ 県及び市は、生活関連物資等の供給状況・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ適確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ④ 県及び市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

(6) 要援護者に対する生活支援を行う。

市は、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(7) 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県を通じ国からの要請があった場合、鳥取県西部広域行政管理組合に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- ② 県は国からの要請に基づき、市に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。
- ③ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

e) 小康期	
状態	・ 新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行はいったん終息している状況。

【目的】

(1) 住民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

【対策の考え方】

- (1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、第一波による社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- (2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- (3) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1 実施体制

(1) 緊急事態措置を中止するとともに、周知を図る。

市は、政府対策本部において緊急事態の解除宣言が行われた場合、緊急事態措置を中止するとともに、住民等に対して周知を図る。

(2) 対策を総括し、第二波に備える。

市は、新型インフルエンザ等対策の実効性を高めるとともに、第二波の流行に備えるため、第一波の各段階における対策に関する評価・総括を行い、必要に応じ、市行動計画等の見直しを行う。

(3) 市対策本部を廃止する。

市は、緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに米子市対策本部を廃止する。

2 情報提供・共有

(1) 新型インフルエンザ等の流行の第二波に関する情報を提供する。

市は、住民等に対し、第二波が発生する可能性やそれに備えることの重要性等について周知を図る。

(2) 新型インフルエンザ等の流行の第二波に関する情報を共有する。

国は県・市町村及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握することとしている。

(3) 相談窓口の縮小

県は、状況を見ながら、県の相談窓口を縮小するとともに、市町村に対し相談窓口等の体制の縮小を要請する。

3 まん延防止

—

4 予防接種

(1) 国の方針に基づき住民接種を進める。

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(2) 予防接種に関する住民の理解促進を図る。

市は、住民等の理解促進を図るとともに、必要な情報提供を行う。

緊急事態宣言がされている場合の措置

(3) 国の方針に基づき住民接種を進める。

- ① 市は、流行の第二波に備え、国及び県と連携して、接種会場を確保し、関係者の協力を得て、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種を行う。この場合、公費負担のあり方等が新臨時接種と異なることに留意して進める。
- ② 市は、住民接種を行うために必要な場合、医療関係者に対し住民接種の実施に関し必要な協力の要請を行うよう県に求める。

5 住民生活及び地域経済の安定の確保

- (1) 第一波への対応状況を踏まえ、第二波に備える。

市は、第一波への対応状況等を踏まえ、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。

- (2) 第二波に備えた住民支援体制や火葬円滑化対策の総括を行う。

- ① 市は、第一波における在宅高齢者等への生活支援について、それまでの実績を総括・評価し、より効果的な対策を検討して、第二波に備える。
- ② 鳥取県西部広域行政管理組合は、第一波における火葬円滑化対策について、それまでの実績を総括・評価し、より効果的な対策を検討して、第二波に備える。

緊急事態宣言がされている場合の措置

- (3) 新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

市は、国が合理性を認められないとして新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小又は中止を決定した場合、市内の状況を踏まえて、緊急事態措置を縮小又は中止する。